

漁業法 32 条第 2 項の規定に基づき鳥取県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第 1 趣旨

この運用指針は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）32 条第 2 項に基づき、鳥取県知事（以下、「知事」という。）が行う助言、指導又は勧告について、必要な事項を定めるものとする。なお、特定水産資源の名称については、鳥取県資源管理方針（令和 2 年告示第 630 号）によるものとする。

第 2 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第 2 において同じ。）に係る助言、指導又は勧告

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

当該知事管理区分における漁獲量が漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対する助言又は勧告の内容
90 パーセントを超えたとき	漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言
95 パーセントを超えたとき	漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置の実施の勧告

(2) (1) の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りではない。

ア 当該特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の漁獲量が、漁獲可能量を超えないと見込まれる場合。

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源を採捕する者全てが同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「協定」という。）に参加している場合であって、協定内容及びの採捕の実態を勘案し、協定参加者自らによる取組によって、当該管理年度の漁獲量が漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合。

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

全ての知事管理区分における漁獲量の総量が、鳥取県の漁獲可能量に占める割合。	全ての知事管理区分のいずれかにおいて採捕をする者に対する指導の内容
90 パーセントを超えたとき	採捕の抑制の指導

(2) (1) の規定にかかわらず、当該特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該特定水産資源の全ての知事管理区分の漁獲量の総量が漁獲可能量を超えないと見込まれる場合。

第 3 特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」に係る助言、指導又は勧告

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分において採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容
75 パーセントを超えたとき	漁業の特性に応じた具体的な管理措置を実施し、漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
85 パーセントを超えたとき	生存個体の放流等、漁獲量を最小限に留めることを勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りではない。

ア くろまぐろ(小型魚)の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において漁獲量の値が、漁獲可能量の値を超えないと見込まれる場合。

イ 当該知事管理区分における採捕をする者全てが協定に参加している場合であって、協定内容及びの採捕の実態を勘案し、協定参加者自らによる取組によって当該管理年度の漁獲量が漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合。

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

全ての知事管理区分における漁獲量の総量が、鳥取県の漁獲可能量に占める割合。	全ての知事管理区分のいずれかにおいて採捕をする者に対する指導の内容
90パーセントを超えたとき	採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろ(小型魚)の特性及びその採捕の実態を勘案し、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が漁獲可能量を超えないと見込まれる場合。

第4 特定水産資源「くろまぐろ(大型魚)」に係る助言、指導又は勧告

第3の規定は、くろまぐろ(大型魚)に係る助言、指導又は勧告について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの間における第2の1(2)の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「協定」という。)」とあるのは「同一の法124条第1項の認定を受けた協定(以下「協定」という。)又は資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2345号水産庁長官通知)に基づき都道府県知事の確認を受けた資源管理計画(以下「資源管理計画」という。)と「同一の協定」とあるのは、「同一の協定又は資源管理計画」とする。